JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

いのちにやさしいまちづくり

ニュース

[p-1]

2006 平成18年3月
Vol.28

発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0016 東京都新宿区信濃町10
www.nekodasuke.net

特集:地域のネコを、地域ねこに!!

人と動物との極めて適切な関係づくり、……などということについて。

動物は、人の役に立ち人のために働くいのちなのでしょうか？

飼い主の責任強化というけれど…

国連大学校や環境省などと関係の深い環境パートナーシップオフィス（詳しいホームページはhttp://www.geic.or.jp/geic/）が主催した講座に招かれ、市民と行政とNPOの「協働」について講演しました。（12月7日東京渋谷区。上の写真）

人と動物との適切な関係づくりセミナーなどとは違い、NPOの在り方を考える講座です。アカデミックな著名講師の講議の前に、現場からの現実を伝えました。

この講座にはNPO関係者のほか、行政の方々が多く参加しました。ねこだすけの担当講座が地域ねこをテーマにしたこともあり、新幹線の日帰り出張で参加された動物担当行政マンもいました。

人のために働き、人の役に立つ動物だけが動物本来の在り方なのかどうなのか？そのような疑問すらないままに、産まされて見捨てられる動物が後を経ちません。地域ねこプランは、単に見捨てられた地域のネコに生きる機会を与えるだけではなく、人と動物との適切な関係づくりや、地域環境の保全に関わる人と人との関係をテーマにしています。

営利を追求する企業や法人などが行う多くの事業は、動物が人のために働き人の役に立つことを原則にします。地域ねこプランは、動物が人のために働き人の役に立ついのちだけでで良いのかどうなのか？素朴な疑問からスタートしています。

愛護動物関連条例や措置要綱の制定が、地方自治体でにぎわっています。

都内の行政区でも既に条例を制定し、またこれから制定を計画している区もあります。（参考ホームページは http://www.city.suginami.tokyo.jp/）

都内に限らず全国の条例や措置要綱などに共通点があります。

動物が人のために働き、人の役に立つという原則を貫いていることです。

その結果「愛護動物問題とは社会現象となるほど数の増えたペット」であり、「ペット問題の解決には飼い主責任の規制や強化が欠かせない」となり、「動物を手にする一般飼い主への啓発を条例で行う」ということになります。

原則として、条例はその前段の法律を超えられません。また、法律が地域性に欠けるなどやそのほかの公平な見方からでも判断され、なお且つ地域の行政が法の執行をやりにくいなどの合理的な根拠のあるとき、条例も必要になります。条例がなくても法令順守で行政執行のできるとき、あえて条例はいらないとも考えられます。

ペットの飼い主以外にも当てはめられる法令順守の終生飼養や繁殖制限のほか、産業・展示・取扱業動物はもとより、実験、畜産などの動物について、条例の素案にすら問題にされません。

「モデルプラン」と「ハルスプラン」、比較とその拡がり。

東京都の場合‥

都は動物愛護法・改正新法を先取りした形で、動物愛護推進総合基本計画＝ハルスプランを施策にしました。「飼い主のいない猫との共生支援事業」は、このプラン第2番目の項目です。

飼い主のいない猫との「共生モデルプラン」が終わり、内容はほぼ同じでも、名称のあらたな「ハルスプラン」の優先項目に位置付けられた、飼い主のいない猫との「共生支援事業」が実施されています。

すでに3ケ所がハルスプラン地区として決定し、ほかにも申請中の地域が出ています。(平成18年2月現在)

1.地域住民組織のご理解とご協力
2.担当地区行政（保健所など）のサポート
3.東京都のサポート
4.ボランティアのサポート
→ **4者協働**

上記4者の協働があればうまく行かないはずもありません。しかしながら先のモデルプランとハルスプランとをよく比較してみますと違いが見えてきます。

1 モデルプラン

上記4者の努力バランス（全体を10として）

地域住民組織 2 ／ 東京都 1.5 ／ 2.5 ／ ボランティア 4

担当地区行政

モデルプランでは地域住民の方よりも、お手伝いをするボランティアさんの負担が少々多かったのでは、と感じています。

これはモデルプランという全く初めてかつ画期的な試みがうまくいくかどうか、いや上手くいかせたい、という行政サイドの意志も少し感じられます。

私どもねこだすけは言い続けてまいりました。「地域住民の方々に特別の負担はございません。ボランティアさんががんばってくれますし行政も親身になってサポートしてくれます。ですから町会の皆様、どうかご協力ください。」

なにがなんでもこの企画を成功させよう、よい結果を残せばそれがつぎに繋がっていくはず、逆に失敗の数字を残せば2度と同様の事業は行われないだけでなく東京都の画期的な野良猫問題解決法は失敗、ならば排除など別の方法を行政も考えざるを得なくなる、それがさらに地域住民の方々の間で猫をめぐる人間関係を悪化させる、愛護派と被害派の双方から行政サイドは突き上げを食らうばかりか、やれ議会質問だの、署名だの担当行政は余計な仕事が増える、全員が不機嫌になる、という究極の悪循環に陥ってしまいます。

こうサークルにしてみますと本当に「地域ねこ活動」は地域住民、行政マン、ボランティアさん、皆さんにとってベストな解決方法と改めて感じてしまいます。ですのでモデル地区のボランティアさん達は大変な御苦労をされたことと思いますが結果見事にハルスプランに受け継がれました。

2 ハルスプラン

4者の努力バランス（全体を10として）

地域住民組織 4 ／ 2 ／ 東京都 1 ／ 3

担当地区行政　ボランティア

モデルプラン成功の結果、飼い主のいない猫対策（いわゆる地域ねこ）はある程度地域住民、地域社会で認知されてきた様子、だから地域住民組織の方にもっと頼ってみよう、担当地区行政も多少なじんでいるはずだからもう少し頑張ってもらおう、ボランティアさんもいるし……。

一つのプランの成功を受けて継続されるプランは、当然前プランの進化したものとなります。つまり本来の「地域ねこ」=「地域住民主体で認知されている」ことを強固にする必要があるはずです。

3 「飼い主のいない猫」プランの拡がり

東京都のハルスプランの目的は2つあると感じます。

1.このプランを地域にしっかり根付かせる
地域住民に自然な形で受け入れられかつ地域住民の方々主体で継続していくこと
2.このプランを都内全域に拡げていく
特別区に集中しがちだったプランを市町村などにも徐々に広げ浸透させていくこと。

ハルスプランは30のプランを擁し、2003年から2012年までの10年間と設定されています。

また制定時から5年後にその評価と見直しがなされます。評価によっては見直し対象になってしまうかもしれません。見直しの結果、プラン廃止などとなってしまってはえらいことです。どうか皆様、さらなるグレードアップになるよう、モデルプランに引き続きこのハルスプランを目標にがんばりましょう。

このプランに関しておわかりにならないことなどおありでしたら、どうぞ私共までご連絡くださいませ。担当ボランティアスタッフが御相談にのらせていただきます。

ハルスプランの第二番目に「飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進」があるのです。大変重要な位置付けと思っております。

最後に…　努力バランスを見ますとなにやら東京都がおさぼりしているようにも見えますが東京都がモデルプランを立案し、ハルスプランに取り入れ全国にこの方法を拡げてくださった大一番の功労者と思っております。ちなみに長野、兵庫、静岡などでも同様の「モデルプラン事業」を行っています。

東京都愛護動物主務所管の方々、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

新宿区にゃんにゃんセミナー

主催　新宿区保健所
協働　NPOねこだすけ

パネル展・11月29日〜
講座・12月4日

去年、5年目を迎えました。

写真は午前中の「地域ねこ個別相談会」

四谷区民センターロビィで1週間のパネル展の最終日、同センター集会室で午前中は個別相談会、午後は講座とパネルディスカッションを行いました。

区内にはトラップ・ニューター・リターン（TNR＝ねこの保護、捕獲・不妊去勢手術・返還）を任意で行う多くの方々がいます。しかし、地域住民との相互理解が得られにくい為もあって、ここでもさまざまな苦情を寄せられます。

個別相談会　地域のネコのTNR活動を適切な地域ねこに進める目的で、区の行政マンとねこだすけボランティアが、地区の方それぞれの事情に合う具体的な対策方法を話し合います。

写真は午後のパネルディスカッション。

区では都のハルスプランの優先項目、「飼い主のいない猫との共生支援事業」を、地域と合意のもとで区民と同じ目的を目指す「地域ねこ対策」という独自の方法で行っています。

動物エッセイスト加藤由子さんの講演と司会のパネルディスカッションには、地域ねこ対策の3地区から住民ボランティアリーダー4名がパネラーで参加しました。

地域ねこを行うきっかけは？…「身近の困ったことがらを解決するアイデアに、町内の問題として参加しているにすぎない。」

また、地域ねこのボランティア活動は、「時としてボランティアの一般的なイメージに思われる、ある種の特別な意識や感情からや、リーダーシップを得る目的からの行いではない」という姿が伝わりました。

普通のことに、ちょっとしたきっかけから参加して続けているだけのことを強く感じました。

新宿区の「地域ねこ対策」は、「行政主導型」と「住民主導型」の複合スタイル？

●野良ねこ苦情対策やねこの保護などを求められた行政が、「地域ねこ」を施策に取り入れ、市民に協働を促すことがあります。この方法を仮に「行政主導型」地域ねことしてみます。

■住民が任意で続ける、TNR(ねこをトラップ／保護・捕獲し、ニューター／手術の後、リターン／戻す。）行動を、地域環境問題の解決方法として、行政に対して合意を求め、行政の力を借りながら地域に根付かせる、比較的限られたエリアの「地域ねこ」のスタイルを「住民主導型」地域ねことに分けて、その違いを見ると‥‥。

●行政主導型は、施策地域ねこ（地域行政管轄内の広いエリアが対象）
■住民主導型は、定点地域ねこ（参加する住民の住居エリアなどのほか、比較的狭い地域）

●行政主導型は、TNR行動の実行者が限られやすい（管轄内を実行者が移動しながらの対策）
■住民主導型は、TNR行動の参加と実行者が定点に分散（住居エリアほかの狭い地域の対策）

●行政主導型は、TNR行動や地域ねこの理念やそのほかを措置要綱などとして定義付ける場合が多い。
■住民主導型は、TNR行動や地域ねこの理念を、狭い地域の実情に合せて流動的に行う場合が多い。

●行政主導型は、定例の会議開催や行動の執務拠点、期間、予算などを決めることが多い。
■住民主導型は、地域ねこの理念を住民有志などが随時行い、狭い地域での定着を進めることが多い。

◆住民主導型と、行政主導型の複合スタイルもあります。地域ねこ推進のボランティアリーダーなど第三者と、地区のTNRの実行者が「地域ねこ」に合意し、その上で行政とも合意を成立させて、合意成立した行政が地区の住民に理解と参加を促す方法です。この方法は、行政施策としての措置要綱や定例の会議開催、予算などを決めなくても行われます。

●行政主導型は、動物を思い行う住民有志の熟達者チーム制などによる、複数の地域特定・移動行動型が多い。
■住民主導型は、住民有志などのTNR行動を地域が認める、地域限定行動が多い。

◆複合型は、住民有志（迷惑苦情・動物保護の双方）の提案をうけて、行政と経験者が該当の地域に方法などを伝えることによって「新たにはじまる地域住民活動」が多く、単一町会から町会連合会に広がった事例もあります。

都が「飼い主のいない猫との共生支援事業」(通称／地域ねこ)を決めるサンプルとして、3年間行った同モデルプラン認定20地域では、住民主導型をきっかけにした、住民行政複合型の割り合いが高くなっています。

地域ねこプランになくてはならない、トラップケージ（ねこ捕獲用具）を、住民主導型の一つの地域では数台で足りると判断し、同じく行政主導型では数十台の必要性を思いました。

前者は、TNRを地域に根付かせる方法を活かし、後者は、短期間に数十頭のTNRを果たして、新たな対策現場につなげるようです。

どちらも、地域のネコを地域ねこにしています。

「地域ねこ、100か所あれば100通り。」‥でしょうか？

ボランティアチームが主体になって、地域のボランティアさんと協力しながら、町内会という組織の皆さまのご理解を得られている地域ねこのスタイルがあります。「住民主導型」です。

このスタイルをもう一歩進めて、周辺地域のすべての方々にもねこの適切な飼い方をお知らせすることと、捨てねこ違反をなくして、これ以上の不幸なねこを出さないことを目的に、地域行政との合意形成に努めました。

「住民・行政複合型」を目指した、地区で初めての「にゃんにゃんセミナー」です。

1st にゃんにゃん in セミナー 市川

第１回めの「にゃんセミ(地域ねこプラン説明会)」を行いました。主催はねこだすけ市川代表の中川さん。右の写真（平成17年10月30日、市川市）

千葉県の愛護動物担当や、市川市の同担当のほか、町会役員、地域ねこプランを進める市民ボランティアなどが講師やパネラーです。

用意した配布資料や椅子が不足する程、一般の皆さまにご参加いただきました。

市川市の地域ねこプランでは、地域住民と行政との合意形成を目指す活動が足踏みしていましたが、このセミナーをきっかけに、また一歩進んだ新たな取り組みがはじまりました。

ねこだすけ市川の頁
http://www.dobutu.net/cn/itkw/index.html

地域猫で行政と組む、として10月29日(平成17年)付朝日新聞にねこだすけ代表工藤が紹介されました。

書籍紹介

「地域猫」のすすめ、ノラ猫と上手につきあう方法、黒澤泰(横浜市職員)著、文芸社発行、1260円税込。

ハルスプランをうけて、「行政主導型」地域ねこのすすめ!!

野良猫苦情や、猫の保護を考える市民への対応策に「地域ねこ」を取り入れようと努める行政があります。「行政主導型」地域ねこといえます。

今までの行政マンが積極的に取り組みにくかった分野と思われます。

住民主導型のＴＮＲ活動をきっかけに始まった地域ねこを、行政マンが現地調査する機会が多くなりました。

住民行政複合型地域ねこ対策の方法を広げた、ねこと緑と犬の「公園のサポーター」制度を、町内会ぐるみで推進する地域があります。(右下の写真／上)

昨年11月中旬、この地域に都内近郊から市民ボランティアと市の愛護動物担当が視察に訪れました。(右の写真／中)

町会会館での情報交換や現地調査に、地域ねこチームとして協働しているねこだすけも参加しました。(右の写真／下)

地域猫を考える市民会議を、この度視察に訪れた市が定例で開いています。

今年の2月15日、ねこだすけ代表とメンバーが、地域ねこ展示パネルやペーパー資料と共に、市の地域猫を考える市民会議に参加しました。

地域の環境保全を考え合わせた、地域に根付く活動を思う市民が集いました。（右下の写真）

お知らせ

●ねこだすけニュース「会員の皆さま号」と「号外」はスタッフ手作りの簡易印刷で、限られた部数の発行です。

工場印刷のニュース正規版発行の合間にお届けする計画ですが、送付スタッフや普及啓発・通信諸経費などの関係から、すべての皆さまにタイムリーにお届けできない場合もありますので、どうぞお許しください。

●ニュースに掲載のできなかった活動などを、ブログで紹介の予定ですが、日々追われる毎日。適切に更新されていません。重ねてお許しください。ＮＰＯ認定以来の相談Ｆａｘも５０００枚を超えました。（き）

この頁は、ねこだすけニュース号外13号・平成17年11月発行の内容を再編集しました。

ハルスプランの「プラン・2」「飼い主のいない猫との共生支援事業」に認定されました。

数年前から、地域や町内や行政に働きかけ、地域に根ざそうと努めたボランティア活動が、都のモデルプランの認定をうけていました。

今年はその体験を活かして区内の他の地区でも、モデルプランの浸透をうけて行われているハルスプランの事業認定を受けました。

住民主導と行政主導の複合スタイルで、新たに始まった地域住民活動です。

写真右から、地域の皆さまと、地域のボランティアさんと、ボランティアチームリーダー

レポートと活動は…

すみだ地域ねこの会代表　東京都動物愛護推進員

庄司直子さん

http://suminekokai.hp.infoseek.co.jp/

すみねこ会は、ねこだすけの支部として発足した市民活動グループです。

「野良猫が増えています。野良猫に餌を与えないで下さい。」

町内の掲示板にこう貼られていたのは数年前のこと。

犬も歩けば猫にあたるくらいに見かける野良猫。こんなにいれば、ふん尿の苦情も多かろう。こう貼り紙されては、餌を与える方も餌を与えている方の中には忍の者のように餌をこっそりあげていたり、個人で避妊手術をしても白い目でみられてしまう。　野良猫を間に人と人の溝は深まるばかり、結局みんな困っていたのでした。

初めに私はボランティアという立場でハルスプランについて餌を与えている方に勧めてみました。

地域に作った、野良猫トイレ。

地域の皆さまと、合意形成に努める庄司さん。

「地域で野良猫の面倒を見るなんて、そんな事ここではありえないわ。」

かなり溝深し…。どうせみんな困っているならと、町会に投げかけてみました。すると、困っているからこそ話を聞いて下さり、地域猫にする事が野良猫を減らす一番の早道だとご理解も得たのでした。

人間、溝が出来るとなかなかそこに橋をかけようとしなくなり、お互いの領域は別世界だと思ってしまいがち。

でもそこに「正しい理解」という橋をかけると、ちょっと相手の領域に入ってみようかしら？となるのではないでしょうか？

町会の方は、猫の繁殖率が高いことや、テリトリーで暮らす事など全くご存知ありませんでした。

話はトントン進み、住民のカンパや町会費からも避妊去勢代が集められ、住民の方と協力して野良猫を捕獲、搬送して、ほぼ手術を終えました。

公園や住宅地前にも野良猫用のトイレが設置されました。このような取組みがこの度ハルスプランの認定を受ける事になりました。

今回うまく行ったのは、私も小さな頃からここの住人であったことだと思います。町内との信頼関係。ずっと住んでいれば良いと言う事でなく、地域の方と関わりも持って暮らしてこそ、野良猫以外の問題でも町内で対応出来ると思うのです。

その延長に可哀想な野良猫も助ける事が出来ます。まだまだ課題もありますが、人も動物も暮らしやすい良い町になるようサポートし続けたいと思います。

●ファクトシート
市販の2穴ファイルに、発行済みシートほかの綴り込み。
送料税込1冊1000円。

●お申し込みは‥
ファクトシート希望として、
・〒お届け先とお名前・部数
・会員か非会員の区別、など
をご記入。ねこだすけ宛、ファックスか郵送で‥。

不幸なねこに出会ったとき、どうすればいいの？
きっかけづくりのペーパー資料（簡易印刷の手作りです。）
ねこファクトシート あります。

お知らせ ファクトシートをご利用のねこだすけ会員の皆さまへ。
今回送付のニュース28号に、新しい項目シートの同封はありません。

●ホームページからのプリントは‥
http://www.nekodasuke.net/fact_pfindex.html

特集 地域のネコを地域ねこに

地域のネコを、地域ねこに。そのみちのり・・・・

人と動物のすてきな関係づくりを思いながら、街で何かを行う人々がいます。

ターミナル駅から続く商店街と、静かな住宅の広がる一角に、由緒有るランドマークが残ります。ねこを飼う人の多い、住宅と商店の溶け合う街です。**写真上**

飼い主のいないねこたちに、えさを与える人もいます。広く静かな環境は、居心地の良いテリトリーです。生態循環のさだめの通り、小さな命が育まれます。**写真右上**

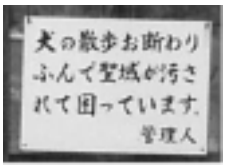

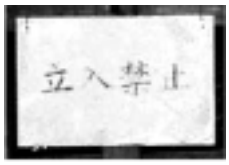

ねこのテリトリーは、公益的なところですから、えさやりさんも訪れます。

対策に悩む管理者は、犬の飼い主さんに、ご注意のお願いをしますが、ねこには方法も見つかりません。だれでも思い付く、ねこへのえさやり禁止を考えます。**写真左**

地域ねこへのみちのり

ねこのTNR（=トラップ／保護・捕獲：ニューター／不妊去勢手術：リターン／返還）に積極的な人がいましたし、えさやりを続ける人もいました。

1.TNRを行う人と一緒にえさやりの方と待ち合わせて、ねこのいる地域の環境を守り根付かせることについての話し合いが始まります。ねこだすけの地域ねこファクトシートの項目から、あてはまるペーパー資料などでえさやりさんにTNRを提案します。

2.環境を守り根付かせる対策にTNRの役立つことを、ねこで困っている人たちと話し合います。ねこも命あるものという、お互いに同じ目的に進むきっかけが芽生えます。

3.ペーパー資料などを利用した話し合いが進むと、問題が明らかになって、対策のきっかけが見つかります。次のステップは、具体的に行うためのお互いの合意を目指して、見て分かりやすいことがらを行います。

4.TNRの道具を運び、関係する方々がお互いに時間を合わせてねこのテリトリーに向かいます。

ねこ対策に悩んでいる方々に、TNRの方法を見ていただきながら、地域ねこファクトシート項目の「合意形成」の成立を目指すとき、お互いの理解も深まりやすくなります。**写真左**

5.いつもは立ち入り禁止の区画ですが、トラップケージの準備を進めます。**下の写真・左**

TNRの行われなかった区画ですから、ねこの保護（捕獲）も素早く終ります。

すぐに布でトラップを被い、ねこのストレスを防ぎながら、病院に向かいます。**下の写真・右**

6.ねこのTNR対策が これからも根付いて、地域に定着するために、地区のボランティアさんの行うことがらも分かりやすくなります。

ねこの手術を進める捕獲時にはえさがおとりです。えさやりさんとのルール作りが大事です。

7.これ以上の捨てねこをなくすため、ねこの飼い主さんや取扱う人々を指導する愛護動物行政や、犯罪を取り締まる警察との連携づくりは欠かせません。

8.地区の環境衛生を保つには、えさやりの方法にも気配りします。手術費用のねん出は、最も分かりやすい課題です。

※ここまでの「みちのり」の内容をねこだすけニュース「会員の皆さま号」に掲載しました。

この地区に限らず同じように、ねこの対策を市民が行う時、所管行政との合意形成の成立という、大きな難問が控えています。その後・・・・

平成18年3月 ここでは、地域行政との合意を目指した話し合いの場を、地域のボランティアさんに決めていただき、行政のご担当とねこだすけも同席しました。

結果、ナント、本号１頁の講座にも出席されていた行政マンが、たまたまご担当でした。その後の展開にネガティブでマイナスな考えはなくなります。

難問に向かい何かを思い行うとき、計算づくでははかり難いことがらも体験します。

でも現実は、何かを思い行うときの人員もコストも表立って見えにくいのです。

行わなければいけない普及や啓発活動も山積みですが、人もコストも日々追い付きません。

※この頁は、ねこだすけニュース会員の皆さま号Vol.27・平成17年10月発行の内容を再編集しました。

狛江のレポートと活動は…
狛江地域ねこの会　**野木ナオ子さん**

地域ねこプランの公益性から「狛江地域ねこの会」の活動は市の委託事業になっています。しかし市民への浸透にまでは及んでいないのが現実。行政とボランティアと地域住民、協働の意味の普及啓発が進められています。

9月4日（平成17年）「第4回狛江にゃんセミ」開催。テーマは「動物愛護管理法改正新法」。

東京都の担当職員を講師に招き、改正公布された内容の解説と「東京都動物愛護総合推進基本計画（ハルスプラン」）と絡めてお話をして頂きました。

そのほかに狛江市健康課職員、ねこだすけ、狛江地域ねこの会によるそれぞれの役割からの講演が行われ、「都道府県、市区町村、愛護団体、地元ボランティアグループ」の連携から、「地域猫協働プラン」を体系的に紹介しました。

講演のあとは、質疑・応答の時間へ。講演者が各役割によって質問に答える形式で行われました。（上の写真）

「殺傷事件の警察への通報の方法」や「災害時のペット」そして「隣家が世話している野良猫が増えて…」など、深刻な中にも前向きで活発な意見交換でした。

講演者の役割分担で答える方法は、狛江では初めてですが、来客者の参加意識を満足させ、情報の共有ができるなどのメリットがあったようです。アンケートの感想にも「有意義だった」の意見が多く好評でした。

セミナー ちょこっと 裏ばなし

活動当初から常にバックアップをしてくれ、良い協働関係の狛江市健康課。が、しかし動物愛護の担当所管として決まっているわけではない、という事実が…。今回業務としての講演には、諸々の問題からすんなりとは決まらず、調整が必要でした。（その中での講演、感謝しています。）

「動物愛護管理法・改正新法」は市町村の愛護動物所管にも言及しています。これからの活動普及のためにも、この「所管の問題」をクリアにしたいものです。

ボランティアのつどい　9/11(平成17年）狛江地域ねこの会。「狛江にあるボランティアを知ってもらおう」と福祉関係のボランティアを中心に開催されているイベント。「狛江地域ねこの会」が参加するのは今年で3回目で、毎年たくさんの子どもたちが来場します。「地域ねこクイズ」に参加した人数は100名ほど。

「地域ねこ」を目的で来たのではない方に「これは何ですか？」と尋ねられ、説明すると「そうなんだよね、家の周辺でも野良猫が…」という話題に。そんな時こそさらに地域猫をアピール！

こんな出会いの中に、イベント参加の意義が感じられます。パネル展示／相談／猫のクイズなど、パネル協力：ねこだすけ。

子どもたち、お父さん、お母さん、皆でクイズにチャレンジ。

ねこだすけホームページの主な活動のお知らせ「き・ま・ま・日・記」は、ブログに移りました。
ブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」より　http://blog.livedoor.jp/chiikineko/

「まちの猫問題」懇親会（港区みなと保健所生活衛生課主催／平成17年10月7日）に、30名を超える区民が集いました。

講師は都の愛護動物担当、同動物愛護推進員兼港区人と猫との共生推進会主宰、同NPOねこだすけ代表。

みなと保健所の「まちの猫問題」リーフレットの発行をうけた、みなと動物ミーティングです。

人がねこと暮らす地域にはそれぞれに際立った特色があります。隣接し「小さな政府」と囁かれるほどの千代田区や、渋谷、目黒、品川、新宿各区でもそれぞれに独自の地域ねこプランが試みられています。

港区内のある地区の話し合いのとき、古くからの「上屋敷」や「下屋敷」などの会話が今でも日常的に生き続けていました。町並みや風俗は変わりましたが、伝統や文化の名残りでしょうか？

TNRを進める区民のご苦労話しはどこの地区も同じですが今回の懇親会の特色は、人とねこや動物との課題を、とりもなおさず「人と人が暮らすコミュニティの人間関係の問題に尽きる」ということ。

野良ねこの問題は、まずその前に人と動物との適切な関係づくりで、その結果今生きている野良ねこ問題を地域の環境保全と関連付ける意識が際立ちました。まちの猫問題に、区も積極的な啓発施策を考えます。みなと保健所のリーフレットは区役所ホームページからダウンロードできます。PDF形式/1MB

http://www.city.minato.tokyo.jp/kurasi/kankyo/ka_06.html

写真は「まちの猫問題」懇親会

※この頁は、ねこだすけニュース会員の皆さま号Vol.27・平成17年10月発行の内容を再編集しました。

特集 地域のネコを地域ねこに

続：ホームページのブログ
地域猫・地域ねこ・ちいきねこ より

第三回飼い主のいない猫対策セミナー (平成17年11月26日) 世田谷保健所が毎年主催。地域ねこチームSLPとねこだすけも講師で参加。

区民80万人という桁違いの同区では、公平な整合性を謳る愛護動物モラル条例を作り、主に動物愛護の理念や精神の啓発を行います。（写真右）

地域ねこタウンミーティング 区とNPOが開いた地域ねこ講座（平成17年12月4日）に、地域ねこ対策に隣接する地区から、数名の方もご参加。

その後、その方々に応えた町会が、同12月14日、初めての地域ねこ会議を開きました。町会会館に数十名が集い、町会からおやつと飲み物のサービスも…

愛護動物担当行政マンと、ねこだすけもオブザーバーです。ミーティングの主な内容は…●ねこの侵入やふん尿苦情対策の解説●えさのやり方についての苦情の解説●不適切に飼われているねこ対策について●ねこの習性や生理、生態などについての解説などやそのほかです。

おおまかな結論は「今後町会は費用の面でも、また町会環境部会は活動の面でもサポートを考えていく。」というものでした。（写真左）

ねこ、なんでも相談会 恒例、新宿区保健所主催／2月19日(平成18年)。

区の担当2名と、ねこだすけの地域ねこチームが4コーナーの相談テーブルを受け持ちました。ペーパー資料などの配付や、パネルの展示も例年通りです。

相談内容も次第に分野が決まり、迷惑苦情トップはふん尿被害です。職員と一緒に、地域ねこボランティアも対策を伝えます。

地域ねこプランを知らないままでえさやりを禁じられる方には、人やねことのコミュニケーションの方法などから話し合います。

新宿区保健所では区民と協働で地域ねこ対策を進めます。地域住民による、地域に根ざした住民行動を目的に、住民との合意に向けた話し合いに参加し、繁殖制限手術の助成申請受付と、トラップケージの貸し出し受付を行います。

地域ねこ対策3点セット「・地域の環境保全・TNRのトラップケージ・獣医療費の助成」を用意し、職員の経験や、オリジナルペーパー資料などで対策の方法を伝えながら地域問題の解決にあたっています。

住民から持ち上がる「地域ねこ」という環境保全行動を役所は門前払いもできません。役所に伝えにくいことがらや、役所の手の出しにくい対策に「協働チーム」があたるように努めます。

相談会で時間のなかった方や、地域に相談内容を持ち帰った方からは、具体的になる新たな相談が、役所やボランティア事務所に寄せられ、それぞれの地域の事情に心配りしながら、一つ一つを進めます。地域に根ざす「住民行政複合型・定着地域ねこ」対策のスタートです。（写真下）

地域ねこ情報交換 2月24日(平成18年)、遠く離れた地域行政マン相互の情報交換と合わせた、市民ボランティアとの意見交換会です。

行政主導型「施策地域ねこ」に、住民主導型「定点地域ねこ」を取り込んで、住民行政複合型「定着地域ねこ」に向けたねこだすけの考えや意見を交わしました。

ねこのテリトリーで行う地域ねこプランのその前に、人と動物との(極めて)適切な関係づくりという大きなテーマも話題に…。

目の前にいる野良猫を思う多くの人々は、さまざまな方法でその思いを行います。しかし、古い時代から、人に見放され見捨てられた動物たちが、なぜそのような運命をたどったのか？について、行政マンと突き詰めてお話しする機会はめったにありません。

トゲトゲしく話すと、行政は法の執行官です。数十年前に作られた動物の法律を、その立法の精神や目的に添いながら、過去から上手に執行していたら、人に見放され見捨てられる動物の発生は防げた筈‥‥。

同じひとつの命ある動物を、あるときは保護動物といい、また愛護動物と言い換えながら、産業・展示・家庭動物などのほか、愛がん・伴りょ・学校飼育・ふれあい動物やそのほかにも言い進んでいる時代です。

ひとつの立法の精神でありながら、同じひとつの命がさまざまな立場に分けられてしまうので、すべての愛護動物対策を執行しなければならない動物担当行政マンのご苦労もヒシヒシと伝わります。

公平、公正、公益性に縛られる行政マンです。地域ねこプランの一番の受益者は「ねこに迷惑する人」です。プランの実行者は、ねこを守りかばおうとする人で、ねこに迷惑していません。対策によ

写真は情報交換会

る受益者の公平性も分かりにくいものです。

お話し合いの結論は‥。今いる野良猫の保護や管理を思う多くの市民と、地域の行政マンも同じ目的を持って、命にやさしい対策をはじめていこう‥、というものに感じられました。

ほんの数年前、巨大都市での思い出話しです‥。「地域ねこなど、絶対に無理。」と、行政の持つイメージでした。あるとき、TNR＝地域ねこ推進ボランティア数名と、行政マンとの情報交換の際、ひとりのボランティアが多数に聞きました。

●問い：「行政がお金も体も出さないという条件で、そのほかに欲しいものは何か、とたずねたら？」

●答え：「TNR＝地域ねこ活動の、腕章・看板・ペーパーなどを行政が認めて欲しい!!」

その後、この所管は地域ねこの不妊去勢手術を、獣医資格を持つ行政職員が行うという実行方法を示し、その後は行政施策に地域ねこを取り入れ、ガイドブックを作りました。また、一定の条件を満たした地域を「通称／地域ねこ認定地区」として、活動を支援しています。（※この所管の公式文書に「地域ねこ」の表記はありません。）巨大都市東京での思い出話しですが、現在の認定条件として、都と市区町村愛護動物所管との合意形成が必要です。また都の認定のほか、各市区独自に「地域ねこ」を行っているところもあります。

今回情報交換に訪れた地方でも、地域に合って根ざした地域ねこプランのすすむことを願っています。

企業のCSR活動 CSRとは企業の社会的責任。平成17年6月頃、ご支援者から3万円のご寄付をねこだすけにいただきました。

今年3月、超大手企業のCSR部から思いもよらぬ手紙が届きました。それは企業の「マッチング・ギフト」という社会貢献活動支援プログラムの決定通知です。

同社の社員が寄付という方法で任意に社会貢献をしたとき、会社のCSR部が一定の基準でそれを認めると、会社からも社員と同額の寄付を同じ相手先に支払うというものです。ねこだすけ一同、社員と会社に心から御礼申し上げます。

ホームページのブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」に、タイムリーな活動情報を随時掲載の予定です。作業時間に制約されることも度々のため、暫く更新されないこともありますが、どうぞご愛読ください。

上のイラストの解説

もっと詳しくは、ねこだすけファクトシート「地域ねこプランの役割分担」で…

行政とは＝動物愛護法改正新法により、所管を置き動物愛護推進計画を作らなければならない都道府県のほか、同法により都道府県が意見を聞かなければならないとされた市町村などです。市町村なども法による愛護動物所管を置かないと、これからは都道府県に意見をいえません。

地域の皆さまとは＝地域ねこプランの実行により、ねこの迷惑がなくなる受益者の立場の方々で、町会のほか公共的な施設、企業、管理組合なども含みます。

地域のボランティアとは＝ねこに詳しい方々のほか、地域環境の保全や、人と動物との関係づくりを思う方などで、地域と密接な方々です。

ボランティアチームとは＝TNRの実行に詳しい方や、社会の中で、人と人、人と動物との適切な関係を思い行う方々です。

行政との合意形成が成り立つと、地域の皆さまやボランティアさんとの合意も作りやすくなります。

ある日、ある時、地域ねこを官民協働ですすめる愛護動物担当行政マンと、本音のやりとり・・・・・

官「野良猫問題は、人と人との問題。人の都合や考えで、ペットに限らず安易に動物との関わりを深め、動物を利用する社会はいかがなものか？」

注釈＝犬やねこのほか、人のために働き人の役に立つ動物をドシドシ供給する社会へ、行政マンの素直な本音の疑問でした。

民「飼い主責任を問う先ずその前に、動物を供給する経済界は動物のプロであるべきといっても道理に外れない。ペットを買う人にプロは少ない。素人を押さえ付けることよりも、プロの意識を高め、その行き過ぎを戒める条例が必要なのでは？」

注釈＝行政マンはホトホト困り顔。職業選択の自由からなのか？経済活動の公益性と、命ある動物との関係の合理的な整合性に悩みます。

また、ある行政マンは・・・

民「動物愛護法や県条例のほかに、市区条例の制定計画は？」

官「考えられないし、必要もない。」

民「なぜ？」

官「現行法でも、飼い主責務の指導や地域ねこプランの実行は可能。実験、展示、産業、畜産や取扱業動物の規制条例を、市区の担当段階で検討し制定するのは、ある種ムボウ。」

注釈＝行政は法の執行官。古くからの法令順守によると、不幸な動物を出さないで済んだ筈。そうなっていないなら、従来からの行政不作為とも言われかねないのです。

民「百歩譲って、仮にねこの命を擁護する根拠法が見当たらないとするとき、ねこや動物の命を守りかばおうと思い行う人々の思いや行いも、人道上は同じように保護されるべきではないのか？」

官「そのような考えも出ている。」

・・・のだ、そうです。

防犯パトロールステッカーを東京都が作成。(平成17年12月10日付毎日新聞／左の写真) また、主に空き巣などの抑止対策に、犬の散歩と防犯のコラボレーションが全国で盛んです。

重大犯罪の先制抑止には、小動物への殺傷犯罪と、遺棄犯罪の監視や情報交換が有効です。（ねこだすけファクトシート別冊に、先制抑止と情報交換に関する海外からの事例あります。）

飼い主の犯す、えさや水を与えないなどやそのほかの衰弱虐待犯罪は犯人の特定も容易です。

所有占有者がいないにも関わらず犯される、殺傷や遺棄犯罪はいつでもどこでも起こり、犯人捜しも困難です。

動物対策の行われる「地域ねこ」エリアでは、殺傷遺棄犯罪に目が届き、重大犯罪の防止につながります。

AWN アニマルウエルフェア連絡会発行 メールマガジンの一部です。(※掲載認可済)

06.02.12.号「法令順守とマスメディア」より抜粋再編集

法令順守の抜け道を使った「勝ち組」には、リスクもあった。話題のニュース4件に、犬の法令順守の抜け道をあてはめると…

1） ホテルの改造は「道交法の制限速度を少し超えた程度」。動物の法令は知られていないため、違反でも「それなりの理由…」や「みんながやっている…」ですまされ話題にものぼらない。

2） 耐震偽装を、行政の法令執行システムに責任転嫁。行政の愛護動物関連法規執行の不作為が追求されないので、違反者が行政に責任転嫁することもなく、動物を引き取った行政が引渡した人から終生飼養などの法令順守を求められることもない。

3） 証取法ほかの違反の理屈を「人の心もお金で動くとゆうことを攻めるのは既得権のある人たち、お金で買えないことが差別を生む」とも。自由平等、自由経済社会といわれ、貧富や階級の実感はない。犬や動物を気軽に誰でも手に入れられ、愛玩に限らず多彩なビジネスにも使われる。犬を人の役に立たせ、人のために働かせるなどの分野には、既得権めいた力も見えかくれ…。

4） 一夫多妻を、断続的に続ける婚姻届けでカモフラージュ。犬を扱いあるいは飼う者に、登録ほかの法令順守義務はあるものの…。登録は「いわれてからでも遅くない」「いわれなければ分からなかった」などや「それなりの理由」ですまされる。また、扱えなくなった犬の終生飼養を放棄し、新たな犬を所有する取扱事業も継続され、飼い主側も反復して種々の動物を手にする。

法令順守されない結果、遵法による行政執行が緩くなり、産まされる動物の数も増えます。数が増えると引き取り申請される愛護動物も比例して多くなります。

人の役に立たなくなり、行き場に困って引き取り申請される犬などの愛護動物も、動物は命あるもの。命ある動物の保護や擁護を思い行う者たちへ、行き場を失い又は引き取り申請される犬や愛護動物対策を委ねようという仕組みが、あたかも正当な方法と思われています。厳密に法令順守するとき、行政による終生飼養も可能です。

命ある犬や動物は、その置かれる立場の違いがあっても、持って生まれた命は一義的に一つの分類ですが、さまざまな立場の犬や愛護動物へ接する方法が、法によって具体的な分類に書き分けられています。産業、展示、実験動物の他、旧保護動物を家庭動物、伴りょ動物、学校飼育動物などやそのほか多岐にです。それに従い、人の役に立つ犬を扱うときの制約も緩くなり、人のために働く動物づくりが栄えるとき、行き場を失う動物たちのなくならない歴史が繰り返します。

犬の法令順守のエピソード　A. 公平、公共、公益、中立などが表看板の巨大テレビ局の犬の番組では…。ドラマ放映前、狂犬病予防法の法令順守について番組演出家は、「それなりの理由」や「みんながやっている」などと、極めて強い抵抗と反論。その後の、ドキュメンタリー番組放映後の同局は、狂犬病予防法違反と動物愛護法の遵法措置について「法令順守の知識不足」を表明。

B. 世界を市場とする国内シェアナンバーワン企業の犬を使ったテレビCMは…「狂犬病予防法違反について、法律家を交えて調べたところ、同法違反にならない特別な除外措置はなかった。」つまり法令順守していなかったことを明かす。

C. メディアが法令順守しないまま、可愛い犬・可哀想な犬・賢い犬・珍しい犬・犬を飼う喜びなどなどを伝えると、人々にもそのまま受け止められます。その結果…

サーカス興業用の犬やねこが、海外からサーカス団員と共に来日したのは2年ほど前。やがて興行中止などから、犬やねこの帰国費用がなくなった。

法令を執行する行政などからは、命ある動物に関わる事業者の責任が積極的に問われない。帰国費用募金や動物の保護管理に関することがらなどは、動物の保護や擁護を思い行う者たちにその責任が転嫁された。

犬に限らず、人のために働き、人の役に立つ動物たちはさまざまなスタイルで供給され続けます。

人と動物との適切な関係づくりを考えるとき、さまざまな現実を目の当たりにします。

AWN連絡会、メールマガジンの詳しい全文は　http://www.dobutu.net

特定非営利活動法人ねこだすけの事業報告書等を提出しましたので概略を記します。

（特定非営利活動促進法及び条例等の規定に基づく、平成16年10月から平成17年9月までの事業報告書等）

●特定非営利活動に係わる事業

(1)人と命ある愛護動物との共生に配慮されるまちづくりを目的にした、地域ねこ事業の実行。 (2)東京都動物愛護推進基本計画による、飼い主のいない猫との共生支援事業の推進、参画及び協働事業の実行。 (3)生物多用性と環境保全等に係わる、人と動物との適切な関係づくりを図る事業。 (4)人と動物との適切な関係づくりに関わる各種普及啓発事業、及び地域ねこ普及啓発事業。

●当期収益事業はありません。

会計財産目録・会計貸借対照表 （円）

資産の部合計	流動資産 現金預金	66,479.
負債の部合計	流動負債 短期借入金	0.
正味財産の部合計	基本金	0.
負債及び正味財産合計		66,479.

会計収支計算書 （円）

収入の部合計	4,384,643.
支出の部合計	4,290,983.
前期繰越収支差額	32,494.
次期繰越収支差額	126,154.

収入の部科目

会費収入	2,784,000.
寄付金等収入	1,600,643.

※当期事業収入、補助金等収入はありません。

支出の部科目

事業費	2,180,000.
印刷等製作費含む	
管理費	2,110,983.

厚生福利費　旅費交通費　消耗品費　通信費　光熱水費　会議交際費　支払手数料　運搬費　新聞図書　地代家賃　租税公課　雑費等

※当期報酬を受けた役員、社員、ボランティア他の従事者はいません。

協働、つまり同じ目的を目指して行うタウンミーティング、セミナー、相談会などの開催費用がねこだすけに支払われることは、今までありません。多くの皆さまのご参加を願い、入場無料です。

ねこや動物に対する、さまざまな不適切な事態は日常的です。改善に向けた合意形成の活動や資料づくりに日々追われます。

不幸なねこに手を伸べるチームメンバーやヘルパーへの組織的なサポートも「感情労働」の「できることを、できる範囲で」のモットーからいつまでも抜けだせません。行動範囲も縛られ、ねこの保護救済の日常的で多彩な事態に毎日悩みます。

人と動物との極めて適切な関係を思う、小さな命にやさしいまちづくりの活動は、多くの皆さまのご支援にささえられています。

地域ねこプランの実行が広がっています。どうぞ引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

近日、ねこだすけが間借りしている執務拠点移転のため、保管場所がさらに手狭になります。従来にも増して到着支援物資の素早い配送を強いられ、見えにくいコストも膨らみます。移転は近所のビルの倉庫室をリフォームした後を予定しています。整い次第住所などをご案内いたします。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは、郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・古い収入印紙は換金も容易です。

●どうぞご支援、ご寄付をよろしくお願いいたします。

※移転後は郵便・宅配などを、移転先宛に転送の手続きをします。

地域ねこプランをささえる裏方さん　ねこだすけの、ゆかいなヘルパーさん

ども。つれづれなるままに、その日暮らしな**すぱろ→**です(^^;)

お見知りおきの方、お初お目にかかります方々、いかがお過ごしでしょうか？みな様のにゃんたちへのアツいお心遣い、心より感服致します。

ねこだすけの学生部代表としてはや5年、学生といえる歳もすでに○年…過ぎつつある3月も初旬。

ニュースの枠は埋まらずイカレPCとにらめっこ中の相変わらずすったもんだな事務所。

ひょんと現れた私に白羽の矢が立ちまして。おまけだから何でもいいってんで引き受けちゃいましたけど。すっ飛ばかすか否かはご自由に。

んー、事務所にご相談いただく問題というのは、猫どう捕まえたらいいですかとか、御近所さんともめてるんですけど…と地域猫のやり方についてが多いもの。

しかれど、こういう活動に関係ないとこで普段ネコについて色々聞かれるバヤイ、みんな疑問や不安がわくのってやっぱ飼いたてやおチビの時が圧倒的なわけで。

つまりネコの基本的な飼い方の部分ですね。私自身最近ちびにゃんから面倒看るってことがなかったので、飼育上起こる諸問題や病院の現状・口コミに疎くなってきてるんですよ。「うちの時はこうしたけど…」って何年も前のこと教えたって事情は年々変わってるし、おまけに当方地方出身者なもんだから傾向もかなり違う。

餌やトイレの砂はどんなのをと聞かれてもそういやどうだったっけ？と首をひねる。しかも地域猫をやってる以上、外でみていくって観念がメインにあるゆえ、実際にうちで飼うという立場ではジャストな意見を言えてないなぁと悔やまれることしばしば。

避妊手術や行政法規なんかについてもまあ微々たるものですが知り得て、でもそれもデスクワーク主できているから限りがあるし。

己、未だ若輩ものっす。常に“今”現場の動向をチェックしつつ、ネコとの関わり方はそれこそいくらでもあり得るってこと把握しとかなきゃいけませんね。

で、日々お勉強です。

そんなこんなでいつまでも学生気分。しっかし、なかなかどうして、この活動あんまし集まらないんですよねぇ若年齢層が(笑)。

仕方なくダラダラ学生代表の座を引きずっております。でもね、今度中学生さん御一行が見学に来てくれるんだそうで。嬉しいなぁ。。

以前も卒論のテーマにとか、社会勉強にっていらっしゃったりした方が稀にいたんですけど。各大学でもネコサークル立ち上げてやってるとこありますよね。

この活動やってて一番必要なのはね、ぶっちゃけ猫の扱い云々じゃなくコミュニケーション力なんです。

ネコ好きな人ダメな人、色々いるけど最終目標猫との共生の為に、いかにみんなの関係を繋いでいけるか。

対話の大事さって、学生とか早いうちに知っておいたほうが得ですよ。

社会に出ていくにあたってメチャ実感。

ついでにネコや動物に関する現状なんかもちょい聞きかじっておいて、そのウケ売りどこぞで振りまいてくれればありがたやって思います。

ってなわけで、新入部員常時ぼしゅーちゅー♪

今なら次期代表のいすはアナタのもの。

初々しき若人よ来たれ！

気持ちは若いのよってのも、モチ大歓迎！！

いぢょ、
すぱろ→のぼやきでした★

お勤め帰りに、事務所でデスクワーク。夜食の食卓に、すぱろ↓さんも…。上はご実家の、リードねこ。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK 2006 平成18年3月 vol.28

ねこだすけへのお誘い

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係・・・

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などの他ご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりの風潮を広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方や、行政と一緒に協働し、同じ目的の地域ねこプランを進めます。

ねこや動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢のドクターから賛同をいただきます。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアさんのチームワークで運営され、地域ねこ&どーぶつネットワークを進めます。

ねこだすけは、動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

資料を郵送いたします。ご住所をお知らせください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

**※地域ねこプランが拡がっています。
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。**

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動へのご参加は任意で、ご自由です。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
IPフォン　050-3412-9794
郵送・宅配　〒160-0016 東京都新宿区信濃町10
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　　円
※寄付金：　　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(**※宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

電話とIPフォンはFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法令の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援ほか

お知らせとお願い

地域ねこプランの推進や、動物愛護活動に限ってお使いいただける、プロテクションケージ（トラップケージ保護用かご）の貸出について…。

●貸出無料ですが、送料をご負担ください。

●貸出期間は、一回につき最長一ヶ月です。

規定の貸出申し込み書式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

貸出中の皆さまへ

●貸出期間は一ヶ月以内です。

●期間を超える際には、一度返却してください。点検整備を行います。（※地域ねこチームへの配備品扱いを除きます。点検整備の必要な際にはご連絡ください。）

●貸出、配備とも又貸しをしないでください。その都度必ず規定の貸出申込書を記入してください。（使う態様により、危険な猟具にもなります。所在を明確にするためです。）

●貸出・配備共、既に一ヶ月を超える場合には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。（最近、番号通知などをされた方を除きます。）

動物保護目的の地域ねこプランに限り保持できるキャッツ・プロテクションケージ（トラップケージ・直輸入保護用かご）の頒布について…

動物愛護に理解の有る任意団体のAPLに協力を求め、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接購入いただける仕組みをとっています。詳しくは、お問い合わせください。

●頒布お申込みの規定書式請求は、地域ねこプラングループ名などを記入の上Fax.03-3350-6440 まで。

Animal Protection League

●現在APLに在庫がなくなり、緊急に軽量型を製造しています。只今、平成18年3月現在で頒布お申込み分は「入庫時優先出庫」扱いとさせていただきます。また、TNR(保護・手術・返還)を急がれる大勢の皆さまにタイムリーに貸出すため、活動時期の関係などでトラップを保管中の皆さまには一度ご返却いただけますようお願いいたします。